

# 案

平成 24 年 10 月 22 日

第 5 回実務担当者による特定健診・  
保健指導等に関するワーキンググループ

資料 2-⑥

事 務 連 絡

平成 24 年 10 月〇日

別記 各関係団体 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課  
厚生労働省保険局総務課

平成 25 年度以降に実施される特定健康診査等におけるヘモグロビン A1c 検査結果の  
受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告について

特定健康診査・特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 8 月 31 日に開催された「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ（第 4 回）」において、別紙 1 のとおり、平成 25 年度以降に実施される特定健康診査においてヘモグロビン A1c 検査が実施された場合の受診者への結果通知及び保険者への報告は、NGSP 値（従来の JDS 値に基づき、 $NGSP=1.02 \times JDS+0.25$  で表される値）で行うことが確認合意されました（注）。

具体的な取扱いとは下記のとおりとします。御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

（注）日常臨床等における平成 25 年度以降の取扱いについては、別紙 2 のとおり、「平成 25 年度以降における HbA1c 国際標準化の運用計画」（平成 24 年 10 月〇日 日本糖尿病学会）をご参照下さい。

1. 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される特定健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、国への実績報告は、NGSP 値で行うこと。また、受診者への結果通知及び保険者への結果報告については、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を明示すること。

保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下 1 において「受託者」という。）がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、原則として、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

その際、保険者は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビン A1c 検査の委託または再委託が特定健康診査等の実施のためのものであることを確認すること。

2. 保険者が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果を特定健診の実施結果に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される事業主健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、事業主への結果報告

及び保険者への結果報告は、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

事業主から事業主健診の実施について委託を受けた者（以下2において「受託者」という。）がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、当事者間で特段の取り決めがない限り、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

その際、事業主は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビンA1c検査の委託又は再委託が特定健康診査の実施に代える事業主健診のためであることを確認すること。

3. 保険者は、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される人間ドック健診等の特定健康診査以外の健康診断（以下「その他健診」という）の結果を特定健康診査の実施結果に代える場合は上記1に、事業主がその結果を事業主健診の実施に代えるために実施し、保険者が特定健康診査の実施に代える場合は上記2に、それぞれ準じた取扱いとすること。

その他健診を保険者あるいは事業主以外の主体が実施し、保険者がその結果を特定健康診査の実施に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施されるその他健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、保険者への結果報告は、国への実績報告が NGSP 値で行うことを踏まえ、適切に対応すること。

4. 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施される特定健診の受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告並びに事業主健診の事業主への結果報告及び保険者への結果報告等を平成 25 年 4 月 1 日以降に行う場合、従来と同様、JDS 値でのみ行う。

(以上)

# 案

事務連絡「平成 25 年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱い等について」に関する Q & A

Q 1 今回の事務連絡は、どのような先に送付されるのか。事業主への周知はどのように考えているのか。

A 1 今回の事務連絡は、

- ①保険者及びその中央団体
- ②事業主及び事業主健診の実施団体
- ③都道府県
- ④医療機関等の健診を実施する機関
- ⑤医療機関等から一部の検査の実施を委託される登録衛生検査所
- ⑥特定健診・保健指導の費用決裁を行う代行機関

といった先について周知を図ることとしており、事業主健診については、厚生労働省の労働部局とも連携の上、送付することとしている。

Q 2 事務連絡の記 2 では、「当事者間で特段の取り決めがない限り」、特定健診及び事業主健診に関する登録衛生検査所等から医療機関等への HbA1c 検査の結果報告は NGSP 値でのみ行うこととされているが、この「特段の取り決め」とはどのようなものを想定しているのか。

A 2

1. 平成 25 年 4 月 1 日より、特定健診における HbA1c 検査の結果報告は、NGSP 値でのみ行うこととされている。他方で、日常臨床等については、A 1 1 のとおり、NGSP 値の「単独表記に向けて平成 26 年 4 月 1 日までに移行を完了する」こととされた。特に平成 25 年度においては、日常臨床等と特定健診とで異なる取扱いが行われることがありうることから、厳に正確なデータの授受が当事者間で行われる必要がある。
2. こうしたことから、平成 25 年度以降、特定健診における HbA1c 検査を医療機関等から外部委託された登録衛生検査所等においては、原則として結果報告は NGSP 値でのみ行うこととする。
3. その一方、登録衛生検査所等と医療機関等とのデータ授受方法については、当事者間で様々な形態があると想定され、医療機関等において、特定健診に関連する検査であっても NGSP 値と JDS 値が併用されて報告されることを望む場合などが考えられる。
4. こうしたことから、登録衛生検査所等から医療機関等に対する、特定健診に係る HbA1c 検査の結果報告は、NGSP 値でのみ行うことを原則としつつ、当事者間での取り決めにより、NGSP 値と JDS 値の併用などによる報告もありうることとする。いずれにしても、どの値が NGSP 値であることを明示した方法で報告されることが必要である。

Q 3 医療機関等への報告様式上、NGSP 値であることを明示できない登録衛生検査所等があった場合、どのような対応をする必要があるか。

A 3

1. 仮に特定健診の実施を受託した者から、NGSP 値か JDS 値かといった明示がなく、HbA1c 検査の結果が保険者に対し 1 つの値で報告された場合、保険者はその値が NGSP 値であるのか JDS 値であるのかを確認できないこととなる。そのため、登録衛生検査所等から医療機関等への報告様式上、どの値が NGSP 値かが明示された形式で報告されることが原則である。
2. どうしても報告様式に記載できない場合においても、自らの報告する値が NGSP 値であることを示す書面を別に医療機関等へ配るなど、検査結果が NGSP 値であることを医療機関等に対して何らかの方法により明示することが必要である。

Q 4 この事務連絡の内容にも拘らず、NGSP 値であることが明示されない検査結果が登録衛生検査所等から医療機関等に対して報告された場合、どのように対応するのか。

A 4 平成 25 年度以降において、仮に NGSP 値なのか、JDS 値なのかの明示が全くなされず、その他の代替手法もとられずに、HbA1c 検査の結果が 1 つの値でのみ登録衛生検査所等から医療機関等へ報告された場合は、この登録衛生検査所等が 25 年度以降における取扱いを了知していない可能性が高いため、医療機関等は、登録衛生検査所等に当該値が NGSP 値であるか否かを確認する必要がある。

Q 5 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることが、平成 25 年度以降の保険者からの特定健診の委託要件となるのか。

A 5 保険者から特定健診の委託を受けた受託者については、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日健発第 0328024 号・保発第 0328003 号健康局長・保険局長通知）」を年度内に改正し、NGSP 値に基づく HbA1c の検査項目に付番された JLAC10 コードを指定して、保険者に報告することを求める予定である。したがって、平成 25 年度以降においては、保険者から特定健診の実施を委託される受託者は、HbA1c 検査の結果報告は NGSP 値で行わなければならない。

Q 6 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者を用いた場合、保険者の健診受診率の算定対象外となるのか。

A 6 A 5 のとおり、保険者から特定健診の実施を委託された受託者は、平成 25 年度以降においては、HbA1c 検査の結果報告を NGSP 値でのみ行わなければならないが、仮に NGSP 値以外の JLAC10 コードが付番された値に基づく HbA1c 検査結果を報告したとしても、システム上、保険者は受け取ることができないことから、受診率の算定には含まれないこととなる。

Q7 NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者に対する特定健診の実施に係る費用決済はどのようになるのか。

A7 平成 25 年度以降においては、保険者は、NGSP 値以外に基づく HbA1c 検査結果を受領することがシステム上できないことから、NGSP 値に基づく検査結果を報告できない受託者については、その特定健診の結果報告を保険者に行うことはできず、したがって保険者から特定健診の実施に係る費用の支払いを受けることもできない。

この場合、当該受託者は、NGSP 値以外に基づく検査結果を NGSP 値に換算した上で報告することにより、保険者から特定健診の実施に係る費用の支払いを受けることができる。

Q8 特定健診の実施について、平成 25 年度以降においては NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者を用いた場合、国庫補助の対象外となるのか。

A8 現行、特定健診の国庫補助については、保険者において実施率に算定しているか否かに拘らず、特定健診の実施基準に定められた項目の検査を実施したか否かに基づいて交付することとなるため、受託者が NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できないことによって、直ちにその受託者が実施した特定健診について国庫補助の対象外となることはない。

ただし、A6 のとおり、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できない受託者は、保険者への特定健診の結果報告を行うことができず、そのため実施に係る費用の支払いも行われなことから、実質的に国庫補助は行われなことになる。

国庫補助の対象となるには、上記 A7 のとおり、受託者は NGSP 値以外に基づく検査結果を、NGSP 値に換算した上で報告することが必要となる。

Q9 事業主健診の委託先選定において、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることは、必須要件とならないと理解してよいか。

A9 現行、事業主健診について委託先選定の基準は特に定められておらず、NGSP 値に基づく HbA1c 検査結果を出力できることを事業主健診の委託先の必須要件とはしないが、保険者においては NGSP 値以外に基づく検査結果の報告はシステム上受け取ることができないことから、事業主から保険者に対しては、NGSP 値に基づく検査結果が提出される必要がある。

Q10 「保険者が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果を特定健診の実施結果に代える場合、当該事業主が保険者に対して提出する事業主健診に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の結果は、NGSP 値に基づく旨を明示したものとすること」とあるが、事業主健診が JDS 値の表記によって行われた場合、事業主が JDS 値を NGSP 値に変換して保険者に健診結果を報告することになるのか。

## A 1 0

1. 事業主から保険者への事業主健診のデータ提供について、仮に JDS 値のみに基づく検査結果が提出された場合、保険者において換算を行い、データを JDS 値から NGSP 値に修正することは困難である。
2. 一方で、平成 25 年度以降も、日常臨床については、NGSP 値と JDS 値が併用されて HbA1c 検査の報告がなされることがあると想定され、事業主健診においては、日常臨床との関係から、NGSP 値と JDS 値が併用される場合も多くあると考えられる。
3. 事業主から保険者へのデータ提供について、提供の形式には様々なものがあると考えられるが、保険者においては、システム上、NGSP 値以外に基づく HbA1c 検査の報告は受け取ることができないことから、事業主においては、どの値が NGSP 値かを明示してデータ提供を行う必要がある。
4. そのため、事業主健診においても、特定健診に代えるために行うものについては、事業主から医療機関等の委託者に対し、あるいは、医療機関等が HbA1c 検査を登録衛生検査所等に外部委託する場合には、医療機関等から登録衛生検査所等に対し、どの値が NGSP 値であることを明示して報告することを求めた上で、保険者に対しても NGSP 値であることを明示して報告を行う必要がある。

Q 1 1 平成 25 年度以降の日常臨床における HbA1c の取扱いはどのようになるのか。

A 1 1 日常臨床における平成 25 年度以降の取扱いについては、日本糖尿病学会等において検討が進められた結果、「日常臨床等において、NGSP 値単独表記を推進する。現在、併記されている施設においては、単独表記に向けて平成 26 年 4 月 1 日までに移行を完了する。」とされたところ。詳細は日本糖尿病学会に照会されたい。